

高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議

今後の進め方（案）

- 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議の下に「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」の具体化に向けて必要な調査研究を行うための分科会を開催する。
- 分科会は、必要に応じて、その検討状況等を高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議に報告するものとする。
- 分科会の庶務は、警察庁交通局交通企画課及び運転免許課において処理するものとする。
- 分科会の構成員及び運営に関する事項その他必要な事項は、高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議の座長が定める。